

除染実施ガイドライン(八王子市版) 平成 24 年 1 月

1. 目的

本市の空間放射線量については、現在 12 箇所で測定を実施している結果から、最小値 0.03、最大値 0.14 $\mu\text{Sv/h}$ で推移しており、年間 1 mSv を超えない状況である。

ここで新たな事象としてホットスポットが問題となり、市民から心配をする声が多く寄せられている。そのため、本市として局所的に高い空間線量率が測定された場合の対応について基本的な事項を定め、更なる安全、安心を推進する。

2. 目標とする線量

本市で行う除染は、原発近県が実施するような生活環境における高レベルの除染とは異なり、局所的に空間放射線量が高い場所を対象とするが、目標とする線量については、実生活をしている場合を想定した数値を目標とする。

東京都が考える年間積算線量の推計方法を参考とし、以下の空間放射線量率を超える値が検出された場合に、除染を実施する。

目標とする数値 0.24 $\mu\text{Sv/h}$ 以下(年間 1 mSv 以下)

線量の考え方

1 日のうち屋外に 8 時間、屋内(遮へい効果(0.4 倍)のある木造家屋)に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定

3. 対象施設

本市で行う除染は、公共施設のみを対象とする。

4. 除染対象とする主な箇所

(1) 雨水が集まるところ及びその出口

建物の雨樋、豎樋から直接排水されている犬走り、側溝、集水枡、雨だれが落ちている場所など

(2) 植物及びその根元

樹木の根元付近の土、芝・草地、落ち葉だまり、屋外にある堆肥など

(3) 雨水・泥・土がたまりやすいところ

水たまりができ易い低くなった地面、縁石や塀際の土だまり、カビや土などが付いて黒ずんだところなど

5. 汚染状況の確認(測定方法)

(1) 測定点

局所的に線量率が高い場所は前記場所が想定されるため、その場所をシンチレーション

式サーベイメータにより測定し、地表面(5cm)と1mの2箇所を行う。

測定箇所は、施設管理者が、対象施設の使用状況や住民要望を考慮して選定する。

(2) 目標とする空間放射線量を超えた場合の対応

空間放射線量率が、0.25 μ Sv/h以上の場合は、環境部に連絡し、施設管理所管と環境部が再度測定を行う。

再測定の結果、0.25 μ Sv/h以上の場合は、すみやかに除染を実施する。

また、必要に応じて施設管理所管が放射能の強さ(ベクレル)について民間調査機関などを利用し、調査を実施するとともに、市民に公表する。

6. 実施主体

施設管理を担当する所管が実施する。

7. 除染作業の実施方法

(1) 作業における注意事項

なるべく作業を効率化し、長時間の作業とならないよう努める

防塵マスク、ゴム手袋・長靴、長袖などを着用する

作業後に手足、顔などの露出部分を良く洗い、うがいをする

作業後、屋内に入る際、靴の泥をなるべく落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにする

(2) 除染作業の具体例

側溝や集水枡等では、泥などを除去した後、洗い流す

落ち葉や腐葉土については、回収を行う

樹木等については、枝葉の剪定の実施、根元近くの表土削除等を行う

(3) 除去した土壌等の扱い

除染により生じた土壌等は、仮置き場(当面は北野下水処理場)まで輸送する際に飛散しないよう、フレコンバッグや土のう袋(ビニール袋に入れ2重にする。)に入れる。できる限り耐水性や耐久性のあるものを使用する。

8. 仮置き場の設置及び管理

汚染土壌等の保管管理は、国が実施するべきものであるが、抜本的な対応策が出されていない現状では、当面の間、自治体ごとに仮置き場を設置し、保管する必要がある。

本市においては、原子力災害対策本部により出された「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、まとめて地下に置く方法とする。具体的な場所等については、施設管理を担当

する所管が決定する。なお、その際、市民が立ち入りしないように必要な措置をとるものとする。

9. 仮置き場の継続的なモニタリングの実施

週に1回、仮置き場の敷地境界での空間線量率を測定する。

10. 除染後の対応

(1) 除染作業後の効果の検証

「5. 汚染状況の確認」と同様、測定を実施する。目標とする $0.24 \mu\text{Sv/h}$ 以下となれば、目的を達成したものと判断する。

(2) 空間放射線量が低減しない場合の措置

除染作業後も線量が低減しない場合は、立入を禁止するなど制限を設ける。当面は、継続的な測定を実施し、原因を明確にする。

(3) 継続的なモニタリング

地形などの原因により汚染が進行していた箇所については、再度汚染される可能性があることから、一定期間、継続的なモニタリングを実施し、地域住民の安全・安心を図る。

11. その他

この「除染実施のガイドライン」は、除染の際の基本的な項目を掲載したものである。各施設管理者においては、このガイドラインを基に計画的に除染計画を立案し、効率的かつ効果的に実施するものとする。